《お願い》

ディスポーザの使用自粛について

下水道課では、香美市の下水道供用開始区域における単体ディスポーザの使用自粛を呼びかけています。香美市の下水道処理システムでは、単体ディスポーザを使用してゴミを下水へ流すと、下水道管のつまりや悪臭の原因となり、放流先の河川などの水質を悪化させることにつながります。

ディスポーザは単体ではなく、廃水処理槽のついたシステム（※ディスポーザで破砕した生ゴミ排水を下水道に流す前に、処理槽で固形物を分離させ、水質を浄化、改善させることができる一定の条件を満たしたシステム）が必要ですので、排水設備工事の設計段階において検討する場合は、下水道課までご相談をお願いします。

【問い合わせ先】
下水道課　☎53－3110

《年金だより》

住所・名字が変わった方はすみやかにご連絡を

●社会保険庁に届け出している住所が現住所と違っている方

大切な『ねんきん特別便』をお届けできなくなります。住所変更の届け出をお願いします。

●婚姻等で名字が変わった方

ご自身の記録に結びつく可能性のある過去の年金記録を探すためにも、お手持ちの古い年金手帳をご確認いただき、氏名変更の届け出がなされていない方は、変更の届け出をお急ぎください。

【届け出窓口】

・国民年金に加入の方＝市町村役場の国民年金担当窓口へ
・厚生年金等に加入の方（会社員や公務員）やその被扶養配偶者の方＝お勤めの会社や役所などへ
・年金を受給している方＝南国社会保険事務所へ

『前納制度』をご利用ください

一年間の国民年金保険料をまとめて納付する『前納制度』をご利用いただくと、保険料が割引となりお得（定額保険料より3070円）です。

前納を現金納付で希望される方は、4月に社会保険庁から送付される「国民年金保険料納付案内書」に添付された納付書で4月末日までに金融機関等で納付してください。

【問い合わせ先】
南国社会保険事務所
☎088－864－1111

ＪＲ四国バス　◆　大栃線時刻表　◆

（平成20年3月15日改正）

（　　部分は、日曜・祝日および12/29～1/3の間運休します）

■大栃→工科大学西口→土佐山田　方面

駅名＼便名	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24	26	28
大栃	6:18	6:56	8:06	8:38	9:21	10:30	11:30	13:42	14:38	15:18	16:38	17:23	18:38	19:13
在所	6:28	7:06	8:16	8:48	9:31	10:40	11:40	13:52	14:48	15:28	16:48	17:33	18:48	19:23
美良布	6:36	7:14	8:24	8:56	9:39	10:48	11:48	14:00	14:56	15:36	16:56	17:41	18:56	19:31
工科大学西口	6:48	7:26	8:36	9:08	9:51	11:00	12:00	14:12	15:08	15:48	17:08	17:53	19:08	19:43
土佐山田	7:00	7:38	8:48	9:20	10:03	11:12	12:12	14:24	15:20	16:00	17:20	18:05	19:20	19:55

■土佐山田→工科大学西口→大栃　方面

駅名＼便名	1	3	5	7	9	11	13	15	17	19	21	23	25	27
土佐山田	7:18	7:30	8:17	9:31	10:30	11:30	12:31	13:31	15:35	16:31	17:35	18:20	19:31	20:05
工科大学西口	7:28	7:40	8:27	9:41	10:40	11:40	12:41	13:41	15:45	16:41	17:45	18:30	19:41	20:15
美良布	7:40	7:52	8:39	9:53	10:52	11:52	12:53	13:53	15:57	16:53	17:57	18:42	19:53	20:27
在所	7:48	8:00	8:47	10:01	11:00	12:00	13:01	14:01	16:05	17:01	18:05	18:50	20:01	20:35
大栃	8:00	8:12	8:59	10:13	11:12	12:12	13:13	14:13	16:17	17:13	18:17	19:02	20:13	20:47

【問い合わせ先】ＪＲ四国バス㈱高知支店　山田営業所　☎53－2064

妊婦一般健康診査受診票が変わります

平成20年4月1日から、妊婦一般健康診査受診票を使って行う健康診査の検査項目が変わります。このため妊婦一般健康診査受診票の様式が変更になり、4月1日以降に受診される場合は、平成20年度の妊婦一般健康診査受診票（浅黄色）が必要になります。

平成19年度中に発行されている受診票（ピンク色）は4月1日以降使用できなくなりますので、平成20年度受診票（浅黄色）への差し替えをしてください。

◆受診票の差し替え

【期間】
4月1日～6月30日
※8時30分～17時30分

【場所】
・健康づくり推進課（保健福祉センター香北内）
・土佐山田窓口（福祉事務所内）
・物部窓口（物部支所内）

【必要書類】妊婦一般健康診査受診票（未使用分）
※郵送もできますがその場合は受診予定日の10日前までに左記へご連絡ください。

【問い合わせ先】
健康づくり推進課　母子保健係　☎59－3151

4月1日以降の児童扶養手当の一部支給停止（減額）について

【減額の対象者】
・平成15年4月1日を起算日として、受給期間が5年を超える方、または支給事由発生から7年を超える方。
※3歳未満の児童を育てている場合には、3歳までの期間は5年の受給期間には含みません。

【減額の割合】それまでの支給額の2分の1

◆次に該当する方は、減額対象の除外者となります。

関係書類を提出して、福祉事務所の決定を受けてください。
※減額対象月を迎える方には順次書類を送付しております。

【減額対象の除外者】
①就業している者
②求職活動その他自立を図る活動をしている者
③障害を有する者
④負傷・疾病等により就業することができない者
⑤児童や親族を介護する必要があり、就業することが困難である者

【提出・問い合わせ先】
福祉事務所☎53－3117
※香北支所・物部支所でも受付します。

寄付

香美市社会福祉協議会へ

依光隆夫氏叙勲受章記念チャリティゴルフコンペが行われ、金一封を寄付されました。

香美市社会福祉協議会香北支所へ

香北町の匿名希望の方が香北町の福祉に役立ててほしいと10万円を寄付されました。

安全で安心できる道路を早く整備するために!!

高知県自治体代表者会議が道路特定財源の暫定税率維持を求める緊急決議を行いました。

2月1日、道路特定財源の暫定税率維持を求める高知県自治体代表者会議が県庁で開催されました。知事のほか、県議会議長、県市長会会長、県町村会会長（代理）、県市議会議長会、県町村議会議長会会長という自治体代表者が一堂に会し、「県民の安全と安心を確保するとともに、地域に活力を与える道路整備を確実に行うため、平成20年度以降も道路特定財源の暫定税率を絶対に維持すること。そのための関連法案を年度内に確実に成立させること」を要望する緊急決議を全会一致で採択し、会議を終了しました。2月8日には、知事ら自治体代表者が、地元選出の国会議員にその実現を強く要望しました。

●道路特定財源とは

受益者負担の考え方に基づき、道路の整備や橋の補修などを行うために、ドライバーの方々からガソリン代や車を購入する際などに、負担していただいている税金です。

●暫定税率とは

なるべく早く、安全で安心できる道路を整備するために、期限を定めて本来の1・2～2・5倍の暫定税率を適用しています。

●この他に知ってほしいこと

道路特定財源の『暫定税率』が廃止されて、安くなる燃料は、ガソリンと軽油だけです。園芸ハウス・漁船の重油や家庭用の灯油は、もともと道路特定財源の対象ではありません。

【問い合わせ先】
総務課　☎53－3112